

議案第 1 1 2 号

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の
制定について

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和 2 2 年川崎市条例第 1
2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項第 1 2 号中「1 0, 8 0 0 円」を「1 2, 2 0 0 円」に改め、
同項第 1 3 号中「1 2, 8 0 0 円」を「1 8, 8 0 0 円」に改め、同項第 1 4
号中「1 1, 3 0 0 円」を「1 6, 6 0 0 円」に改め、同項第 1 5 号中「1 0,
8 0 0 円」を「1 2, 2 0 0 円」に改め、同項第 1 6 号中「1 0, 9 0 0 円」
を「1 6, 1 0 0 円」に改め、同項第 1 7 号中「9, 6 0 0 円」を「1 4, 2
0 0 円」に改め、同項第 1 8 号及び第 1 9 号中「8, 9 0 0 円」を「1 0, 1
0 0 円」に改め、同条第 4 項中「9 8 3 円」を「1, 4 4 3 円」に、「8 3 5
円」を「1, 2 3 5 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

選挙長、投票所の投票管理者等の報酬の額を改定するため、この条例を制定するものである。